

## 個人情報保護法見直しについての意見書

(一社) 日本 IT 団体連盟

1. 前回、個人情報保護法は個人情報を適切に保護しつつ利活用を促進していく事を目的に改正されているが、今回、論点として示された項目は規制強化の着眼点に比して利活用促進の着眼点があまりに少なく、バランスを失している印象を受ける。法律の目的は変わっていないため、今回の改正はもとより、改正法施行後の見直しに際しても、個人情報をより一層、個人の方々のために利活用できる制度的枠組みを目指すという基本方針を維持し、そのためのバランスが取れる項目の追加も検討すべきではないかと考える。
2. 欧州委員会との間で、EU の GDPR と日本の個人情報保護法の十分性を相互確認できたことは個人情報保護委員会の粘り強い説明と折衝により欧州が我が国の個人情報保護体制を同等と認めた結果だと認識している。今後、重要になるのは、欧州と相互に認め合ったという枠組みを維持していくことであり、そのための継続的な努力をお願いしたい。
3. 従来は日本の制度を GDPR 並みにするべきだという一部の声もあったが、現時点では、我が国の保護体制が欧州と等価であることが欧州に認識されていることから、もし仮に議論の方向性が『GDPR 並み』にするというところにあるのだとすれば、議論の方向としては誤りである。
4. しかしながら、個人情報保護法の射程という観点からは、強化が必要な箇所は残されており、その部分を強化することは欧州と相互確認した内容と矛盾するものではないと理解している。そして、その強化のため次の項目の追加を検討して頂きたい。
  - a. 本来、我が国の個人情報保護法の規律によって保護されるべき個人情報が国外から直接取得され、あるいは国内から提供されることによって規律が及ばなくなることを避けるため、日本国外に個人情報を出すことができる地域制限の規定の内容を詳しく記述し、国内企業が個人情報保護法を遵守する体制を整えている当該企業の国外の支店、子会社に個人情報を提供する場合（当該支店、子会社の海外における行為が我が国の個人情報保護法に抵触する場合には、いわゆる属人主義を採用し、違反行為を行った個人への制裁に加えて当該企業が個人情報保護法に定める

制裁を直接受けるなどの両罰規定を設けることが条件。子会社については別法人ではあるものの個人情報保護法上は連帯して親会社に責任を負わせることによって実質的実効性を担保することを予定してものである) 以外は、欧州のように政府間で相互協定が結ばれている国・地域以外に所在する第三者が個人情報を取得したり、当該第三者に提供したりすることについては原則禁止とすること。

- b. 原則禁止とされている国の企業（の日本法人又は支店）が日本国外に個人情報を提供する場合には、日本国内に会社法第 817 条に準じた責任者を設置のうえ、日本の個人情報保護委員会に対して届出を行い、日本の個人情報保護法を遵守する体制について許可を得なければならないものとする
5. 課徴金については、国内企業についてはこれまで命令に至ったケースすらないという事実を照らして、それだけ国内企業が個人情報保護法を遵守しているということであり、そのような状況下において制裁を強化する立法事実に欠ける。一方、昨今、多くの報道がなされていることから伺われるように、海外企業による個人情報の取り扱いに関しては多くの懸念が示されているため、上記で定める海外へのデータ持ち出しの規定に違反している場合には、例えば、当該企業の売上高の 5% 程度を上限に課徴金を課すことができるという建付けを導入してはどうか。なお、課徴金制度は海外企業に対する有効な執行手段を兼ね備えることが必要であり、その検討も並行して進めるべきである。
6. 個人情報保護法に基づく開示請求については、実務的に対応が困難な場合にまで保有する全ての情報を開示するように求められるケースが登場している実態がある。個人情報に該当するデータのあり方は様々であり、直ちに利用できるような形式で保有しているものであれば速やかに開示することは可能であるが、例えば、事故などが発生した場合に必要な不可欠ではあるものの普段は使うことがなく保存されている膨大なログデータの一部として存在しているものなども含め、全ての情報について洗い出して開示するようなことを求められれば膨大な時間とコストを要することになり、現実的に対応が不可能であるというような実態を踏まえて、開示請求については適切な範囲となるようにして頂きたい。政策決定にあたっては企業における個人情報保有の実態を丁寧に観察・調査することが必要不可欠であることに貴委員会

が十分に留意されていることは理解しているので、引き続き、課題点については丁寧な観察・調査を期待したい。

7. 情報漏洩の際の報告が適切になされることは必要であると考えるが、現時点で全ての事業者が適切に報告を行うことのできる体制にあるのかどうかという実態を調査の上、どの部分を強化すれば良いのかを検討頂きたい。
8. 日本において始まろうとしているプライバシーポリシーの約款化とデータ倫理審査会の設置を条件とした所謂「情報銀行」の枠組は、民事上の執行力の付与と、倫理的観点からのデータ利用の担保という2側面において国際的にもリードできる自主基準を示しているものと考えている。さらに、現在予定されている認定制度と認定個人情報保護団体の枠組を合わせもつ事例が登場してくれば共同規制というフレームワークを諸外国に示すことができる好例になると考えており、このような枠組を是非、個人情報保護委員会としても支えて頂きたい。

以上